主 文

原判決を取り消す。

本件を名古屋地方裁判所に差し戻す。

事実

控訴人訴訟代理人は、主文同旨の判決を求め、被控訴人指定代理人は、本件控訴を棄却する。訴訟費用は控訴人の負担とする、との判決を求めた。

当事者双方の事実上、法律上の陳述は、控訴人において、

と補足したほか、原判決事実摘示と同一であるから右記載をここに引用する。

二、控訴人が、本件訴状を昭和四四年一二月一一日名古屋地方裁判所に提出し、その請求の趣旨および原因が原判決事実摘示のとおり(原判決一枚目裏一〇行目から同三枚目表九行目まで)であつたこと、次いで昭和四五年三月二四日午前一〇時の原審第三回口頭弁論期日において訴状訂正の申立書と題する書面に基づき前記訴状における請求の趣旨および原因に訂正を加える陳述をなし、その内容が原判決事実摘示のとおり(原判決三枚目表末行から四枚目表九行目まで)であつたことは本件記録上明らかなところである。

控訴人は、訴状において昭和四二年九月二五日付更正ならびに賦課決定を取り消すとの裁判を求めていたところ、後に昭和四四年一月二七日付再々更正ならびに賦課決定の取消しを求めることに変更したのは、訴状の記載を訂正したものにずぎ、に当主張するけれども、前段認定事実および右本件訴状の記載内容を綜合すれば哲語人は本訴提起にあたり名古屋国税局長のなした再々更正等に対する田四四年では「大大」の日付裁決があった後三カ月の出訴期間内に当初の更正等に対して別消を訴求すれば所期の救済を得られるものと誤解し、本件訴状の請求の趣旨に対いて別の本が、後日その誤りに気付き訴状に正の申立をなしたものと推認することができる。してみると、控訴人の本訴に正正の申立をなしたものと推認することができる。して別個のものであり、訂正申立前の請求の趣旨を訂正後のもののたんなる誤記と解することはできず、右変更は行

政処分の表示の訂正の限度を超えたものであり、訴の交替的変更と目すべきものである。したがつて、控訴人の前記主張は採用することができない。

三、次に、控訴人は右訴状訂正申立は交替的に訴を変更したものであると主張するところ、上記認定の事実関係によれば、控訴人は右訴状訂正申立により昭和四五年三月二四日において昭和四二年九月二五日付更正等取消しの訴(前訴)を取り下げ、昭和四四年一月二七日付再々更正等取消しの訴(後訴)を提起したものと認められ、これが訴変更の要件を充足していることは多言を要しない。

られ、これが訴変更の要件を充足していることは多言を要しない。 被控訴人は、右後訴は出訴期間経過後に提起されているから不適法であると主張 、右訴の変更が前記再々更正等についての審査請求に対する裁決が控訴人に送達 された昭和四四年一〇月二〇日頃から出訴期間たる三カ月を遥かに経過した同四五年三月二四日になされたものであることはさきに述べたとおりである。しかしなが ら、本件更正、再更正および再々更正の各処分は一応は別個独立の処分ではあるが、元来は全く無関係なものということはできず、課税庁の調査の進行に伴い、後 行処分が前行処分を消滅させつつ新たな課税標準を決定してゆくもので、前行処分 は後行処分の中に吸収され、一たんは消滅しながらも後行処分の中にいわば復活す るという特殊の関係に立つものである。しかして、本件においては控訴人が前記更正および再々更正につき違法原因としているところが全く同一の事由(訴状請求原因第二項すなわち原判決二枚目裏七行目から三枚目表六行目まで記載の事実が存在 することを課税庁が認定したこと)であることは前記のとおりであるから、その限りにおいて、更正に対する取消しの前訴というも、再々更正に対する取消しの後訴 というもその実質は同一の訴であるといつて何ら妨げないのである。されば、更正に対する取消しの訴が再々更正に対する取消しの訴についての出訴期間内に提起さ れている以上、これによってその時点において控訴人の再々更正の違法を争う意思 が明確にあらわされているから、たとえ、訴変更による後訴の提起が出訴期間経過後であつても右後訴は適法というべきである。すなわち、控訴人は右再々更正につ いての審査請求に対する裁決があつた後三カ月内に右更正等取消しの訴(前訴)を 提起しているのであつて、これにより後訴の出訴期間が遵守されたものということ ができるのである。被控訴人は、本件前訴はその提起の時において既に訴の対象を 欠き出訴期間を徒過した不適法な訴であり、かかる不適法な前訴の提起された時に後訴が提起されたものとして取り扱うことは許されないと主張し、前訴が被控訴人主張のとおり不適法であることは前記認定から明白であるけれども、前訴の不適法 はこれにおいて控訴人が前後訴を貫通し両者を実質的に同一の訴たらしめている違 法原因を主張した事実を何らそこなうものではないから、それだけで右結論を動か し得るものではない。被控訴人の右主張は採用できない。よつて、本件後訴は適法 に提起せられたものというべきである。

四、以上説示のとおりであるから右と異なる原判決を取り消し、本件を第一審裁判所たる名古屋地方裁判所に差し戻すこととし、民訴法三八八条に従い主文のとおり 判決する。

(裁判官 伊藤淳吉 宮本聖司 菊池博)